

<研究ノート>

## IFLA LRM 試論 (2) -セミオティクス-

千葉孝一

### 第2章 記号としての「表現形」

#### 第1節 「Semiotics」と「Semiology」

FRBRでは、「実体」は3グループに分けられていた。第1グループの「実体」の定義については、LRMでも概ねそのまま受け継がれているが、「表現形」の定義については無視できないレベルで変更されている。FRBRでは、「表現形」は次のように定義されていた。

**表現形**すなわち英数字による表記、記譜、振付け、音響、画像、物、運動等の形式あるいはこれらの形式の組み合わせによる**著作**の知的・芸術的実現である<sup>1</sup>。

それがLRMでは次のように変更されている。

知的・芸術的内容を伝達する個別の記号の組み合わせ<sup>2</sup>

こうした定義変更について、次のようなごく短い説明がLRM-E3のスコープ・ノートに記されている。

「記号」(sign)という用語は、ここでは記号学(semiotics)で用いられている意味であることを意図している<sup>3</sup>。

引用は、LRMが準拠した理論が「semiology」ではないことを示している。一般に「semiology」はF・ソシュール等のヨーロッパ大陸系の記号理論を指し、「semiotics」は、C・S・パース等の英米系の記号理論を指す。ただ、「semiotics」と「semiology」は日本では通常「記号論」あるいは「記号学」と訳されるが、どちらの訳語が使われるかは必ずしも統一されていない。

その為、本論では以後「記号学」だけを使用し、「semiotics」を英米系記号学、「semiology」を大陸系記号学と表記して区別する。先に引用したLRM-E3のスコープ・ノートの一節は、LRMで用いられている「記号」=「表現形」が根差しているのは英米系記号学であり、大陸系記号学ではないと明言しているのである。

本章では「表現形」の定義変更の意味について、大陸系記号学と英米系記号学双方の観点から論じる。

## 第2節 記号の「乗り物」

本節では、記号とその物理的支持体の分離について確認する。この分離については基本的に大陸系記号学と英米系記号学の間で意見が一致している。例えば、パースは「紙の上に書いたり発音できるものは、単語そのものではなくて、単語の一実例だけ」だと述べている<sup>4</sup>。引用の「単語」を記号に置き換えると、ここでの議論に対応させることができる。つまり、記号は「紙の上に書いたり発音できるもの」ではない。それは抽象的対象であり、物理的に見えたり聞こえたりするものは記号それ自体ではなく、その「一実例」に過ぎないというわけである。FRBR・LRM風にいえば、「記号」＝「表現形」は抽象的実体なのである。

この点については、大陸系記号学の方がより明快な議論を展開している。ソシュールは次のように述べている。

質料的要素である音が、それじたいで言語にぞくするという事は、ありえない。それは言語にとっては二次的なもの、言語が用いる資料にすぎない。<sup>5</sup>

引用の「言語」が記号であり、「質料的要素である音」が物理的支持体に相当する。つまり、物理的支持体は「二次的なもの」でしかなく、記号には属していないということである。

ここで、新たに記号の「乗り物 (vehicle)」という概念を導入する。見聞きできない抽象的な対象である記号がこの世界に姿を現す為には、それを伝達する「乗り物」としての物理的支持体が欠かせないのである。

ソシュールの記号に関する有名な二分法 (シニフィエ・シニフィアン) については、ここでは説明抜きでそのまま用いる。ソシュールはシニフィエ・シニフィアン・「乗り物」の3層構造を想定し、「乗り物」を記号から除外したのである。

さらにソシュールは文字について、次のように指摘している。

文字の価値は純粋に消極的であり、差異的である；かくして同一人がれの字をつぎのようにいろいろの書体で書くことができる：(中略) 肝要なことはただ一つ、この記号が運筆上わなりぬなりと混同しないことである；<sup>6</sup>

ここで指摘されているのは単なる「書体」(フォント、タイプフェイス)の問題ではない。例えば、カタカナの「コ」の場合、2本の横棒の長さは均等の場合と上が長い場合、下が長い場合の3通りあり、どれも同じ「コ」と認められる。人にはそれぞれ書き癖があり、

同じ人物が書いた「コ」は先の3通りのうち、どれかひとつに近い形で書かれる傾向があるが、それでもなお、それらは基本的にすべて異なっている。さらに、人が変われば「コ」の形は文字通り千差万別である。要するに、実際に書かれた「コ」（記号の「乗り物」）は原理的には毎回異なっているのである。

勿論、すべてが許されているわけではない。「コ」の下の横棒は縦の棒よりも右に伸ばしてはならない。「ユ」と混同されるからである。また、上の横棒も右に伸ばすとどこかの時点で「エ」と判断される可能性が生まれる。さらにうるさく拘れば、「コ」の縦棒は垂直でも右斜めでも左斜めでも許されるが、下の横棒より下に長く伸ばすのは「ヲ」と混同される可能性が出てくるので、推奨されない。

つまり、「コ」はそれ自体として確定した具体的な存在ではなく、「ユ」や「エ」では「ない」「消極的」「差異的」な線の総体なのである。

そして、シニフィアンとしての「コ」はすべての書き記された「コ」の「共通性」として見出される。それは抽象的対象であり、誰もシニフィアンとしての「コ」それ自体を実際に書き記すことはできない。実際に表記された「コ」の二本の横棒は均等か上あるいは下が長く、縦棒は垂直か右か左に傾いている。だが、シニフィアンとしての「コ」はそのどれでもあり、どれでもないからである。大陸系記号学と英米系記号学が一致して指摘する通り、紙の上に書かれたすべての「コ」はシニフィアンとしての「コ」「そのものではなく」、その「一実例」「乗り物」に過ぎないのである。

FRBRはこうした「乗り物」を記号から分離する視点を持たなかった（あるいは重視しなかった）。先に引用した「表現形」の定義「すなわち英数字による表記、記譜、振付け、音響、画像、物、運動等の形式」に「乗り物」が混入していることが、それを裏付けている。「表現形」は抽象的対象とされているが、少なくとも「音響」や「物」は明らかに具体的対象である。勿論、そこには「形式」という言葉が付けられており、物質的なものではないことが強調されている。この「形式」という言葉は、FRBRが「著作」と「表現形」を「内容」と「形式」の二分法で説明していることに由来する。だが、その二分法を使う場合、答えづらい疑問（「著作」は「形式」をもたない「内容」となるが、それはどういう対象なのか）が常について回ることになる。

LRMは「表現形」を記号とすることで、「内容」と「形式」の二分法から離れる道を選んでいる。この場合の記号は紙の上の「一実例」（FRBR・LRMでは「個別資料」に該当する）ではなく、あくまでも抽象的対象としての記号である。さらに、「著作」のスコープ・ノートでは「形式」抜きの「内容」つまり、「表現形」抜きの「著作」が次のように明確に否定されている。

**著作**は、最初の**表現形**の創造と同時に存在する。少なくとも**著作**に対する1つの**表現形**がなければ（または過去のある時点で存在していなければ）、**著作**は存在することはできない。

本論では、記号と「乗り物」を分離するだけでなく、「乗り物」をさらに分割する視点を導入する。最も基底にあるのは、紙やインクといった、完全に物理的な対象である。以後、それを物理メディアと表記する。物理メディアである紙とインクはその明暗の差異によって特定の形を形成し、それが知覚される。その知覚されたもの（文字の場合は形）を知覚情報と表記する。その知覚情報が、さらに特定の記号として認識される。先の「コ」の例でいえば、知覚された特定の形は（その物理メディアがどうあれ）記号「コ」として認識される。

別の例で考えると、英語の「rice」と「lice」の場合、実際に発音された物理メディア（音波）は異なっている。それらは相互に異なるだけでなく、事実上毎回、すべて異なる。英語を母語とする人々は、それらすべて異なる音波を「rice」と「lice」という2種類の知覚情報として聞き分け、それぞれ異なる記号として認識するのである。だが、多くの日本人は知覚情報を区別できず、それを同じ記号「ライス」として認識する。一方、記号が漢字であった場合、表音文字圏の人々は知覚情報を記号として認識できず、絵画・模様として認識する可能性がある。

さらに、いわゆる「ゲシュタルト崩壊」によって、知覚情報が纏まりを失い、意味不明な形としてしか感じられなくなることもある。その時、人は記号として認識される以前の、純粋な意味での知覚情報に出会っている。つまり、知覚情報は記号の認識を直接支えているが、両者は同じではない。

こうした記号と「乗り物」の分離は『日本目録規則2018年版』（以下、NCR2018と略記）の「表現種別」、「メディア種別」、「機器種別」の分類と密接に関連している。NCR2018では、それらについて、「表現種別」は「表現形」の種類を表し、「機器種別」、「キャリア種別」は「体現形」の種類を表すと述べている<sup>8</sup>。ここでの議論でいえば、「表現種別」は記号、残る2つの種別は「乗り物」にそれぞれ対応している。

ただ、「表現種別」には記号だけでなく、知覚情報に関するものも含まれている。NCR2018に次のような記述がある。

#### #5.1.1 記録の範囲

表現形の内容を表現する基本的な形式を示す用語を記録する。用語には、動きの有無、次元、内容を知覚するための人間の感覚器官に対応する語句を含む<sup>9</sup>。

この「知覚するための人間の感覚器官に対応する語句」は「乗り物」の「知覚情報」に対応している。そして、こうした用語法はISBD(International Standard Bibliographic Description:国際標準書誌記述)統合版、特にその「エリア0」に準拠している。「エリア0」について、NCR2018は次のように述べている。

一方でIFLAはISBDの改訂にも取り組み、2007年に予備統合版を、2011年に統合版を発表した。その名のとおり、従来の資料種別ごとの編成を取りやめ、一本に統合してエリア別の構成としたことが最大の改訂点である。あわせて、資料の内容表現の基本的な形式を示す「表現形式 (content form)」と媒介機器の有無・種別を示す「機器種別 (media type)」に資料種別を整理し、新設の「エリア0」に収めることとなった<sup>10</sup>。

このエリア0の「内容」はここでの記号と考えることができるが、その「内容」=記号はさらに「Content Form Term」と「Content Qualification」に分けられている。前者は文字通り「内容」=記号の「Form」(形式)に関する用語だが、後者の「Content Qualification」については、少し解釈が必要になる。

このエリア0について、松井純子が「ISBD統合版の研究:改訂内容の検討とその意義」でまとめた図をさらに簡略化したものを以下に示す<sup>11</sup>。なお、2段目の「内容 (Content)」と「メディア (Media)」はこちらで付加したものである。

| エリア0 内容形式と機器タイプのエリア<br>(Area0:Content form and media type area) |                                 |   |
|---|---------------------------------|---|
| 内容 (Content)  |                                 | メディア (Media)  |
| 内容形式の用語<br>(Content Form Term)                                  | 内容説明<br>(Content Qualification) | 機器タイプの用語<br>(Media Type Terms)                          |
| データセット・画像・動作<br>複合内容形式・音楽・物体<br>プログラム・音声・テキスト等                  | 内容タイプ特性                         | オーディオ・電子(electronic)<br>顕微鏡・ビデオ・映写<br>機器不用(unmediated)等 |
|   | 動作特性                            |   |
|   | 次元特性 (2次元・3次元)                  |   |
|   | 知覚特性 (視覚・味覚等)                   |   |

この「Content Qualification」という言葉は翻訳が難しいが、「内容」=記号と考えるとその意味するところはそれなりに明確になる。それは記号がどのような性質・特性 (specification) を持っているかについて、定量的にではなく、定性 (Qualification) 的に記述する為の用語といった意味合いである。

「内容タイプ特性 (specification of type)」の用語としては「地図・記譜・実演」が挙げられている。同様に、「動作特性 (specification of motion)」の用語は「動態・静態」であり、「次元特性 (specification of dimensionality)」は「2次元・3次元」、そして「知覚特性 (sensory specification)」は「聴覚・味覚・嗅覚・触覚・視覚」となっている。

確かに(記号としての)音楽は記譜か実演という性質(内容タイプ特性)を持っているだろう。同様に画像は動態(動画)か静態(静止画)という性質を、また映像は2次元か3

次元という性質を持つだろう。そして、最後の「知覚特性」の用語はいわゆる五感を指している。

しかし、五感（例えば味覚）と地図や演奏が同じ「Content Qualification」に併記されているのはいささか奇妙に感じられる。この点を考える為、以下に本論とISBD及びNCR2018の記号分類を対比して図示する。

| 本論      | 記号                |                       | 記号の「乗り物」 |               |
|---------|-------------------|-----------------------|----------|---------------|
|         |                   |                       | 知覚情報     | 物理メディア        |
| ISBD    | Content Form Term | Content Qualification |          | media         |
| NCR2018 | 表現種別              |                       |          | 機器種別   キャリア種別 |

この図で明らかなように、ISBDとNCR2018は「知覚情報」を「乗り物」ではなく、記号の側に取り込んでいる。記号学の議論は「乗り物」から記号を抽出する方向、つまり具体的対象（それぞれすべて異なる「一実例」）を捨象して、抽象的对象（認識された記号）へと進んでいるので、いわば向きが逆になっているわけである。

既に指摘してきた通り、記号学の観点からは（毎回すべて異なる具体的な文字・音声等の）個別の知覚情報それ自体は記号ではない。しかし、ISBDとNCR2018は記号の識別に、個別の知覚情報ではなく、その受容機構としての五感を認識と直結する形（例えばNCR2018の「視覚認識する言語表現」「触覚認識する言語表現」<sup>12)</sup>で利用しているのである。

この点に関連して、松井が次のように述べている。なお、引用の「GMD」は「一般資料表示(general material designation)」の松井による略語である。

エリア0を見ただけでは具体的な資料種別がイメージしづらい、実際に使用されている媒体はエリア5を見ないとわからない、という現象が生じている。これは、内容形式・内容説明と機器タイプを厳密に定義して切り分けたことでGMDの普遍性・抽象度が高まり、その結果、資料種別の一般的な用語やわかりやすい表示からかけ離れてしまっている<sup>13)</sup>。

松井が指摘する通り、エリア0の「普遍度・抽象度」は極めて高い。例えば小説とその点訳を例に採ると、原作の小説の場合、エリア0の「Content Form」は「テキスト」、「機器種別」は彫刻・模型など一括して「機器不用」で済まされてしまう。点訳の場合も同

じで、それぞれ「テキスト」、「機器不用」となり、そのままでは「具体的な資料種別がイメージしづらい」だけでなく、原作と区別することすらできない。

松井によれば、エリア0はそもそも「多様な資料媒体の中からニーズに合致したものを識別できる」「早期予告手段」<sup>14</sup>として導入されたものなのだが、「Content Form」と「機器種別」の情報だけでは、その機能を十分に果たすことができないのである。

そうした情報不足を補うのが「Content Qualification」の役割である。このケースでは、原作の「知覚特性」は「視覚」なので「テキスト（視覚）」となる。一方、点訳の「知覚特性」は「触覚」なので、記述は「テキスト（触覚）」（NCR2018では「テキスト（触知）」<sup>15</sup>）となり、原作と点訳の差異を一応、「早期予告」できる。ISBD統合版は、「知覚情報」を「乗り物」ではなく記号（コンテンツ）の側に寄せることによって「早期予告」に必要な最小限の情報を確保しているのである。

### 第3節 記号と対象

仮に大陸系記号学をFRBR・LRMに援用した場合、真っ先に思い浮かぶのはソシュールのいうシニフィアンを「表現形」、シニフィエを「著作」に対応させることである。だが、この考え方はうまくいかない。ソシュールが次のように断言しているからである。引用の「能記」がシニフィアン、「所記」がシニフィエである。

能記を所記に結びつける紐帯は、恣意的である、いいかえれば、記号とは、能記と所記との連合から生じた全体を意味する以上、われわれはいつそうかんたんに行うことができる：言語記号は恣意的である。<sup>16</sup>

例えば日本語「うま」は漢字「馬」の音（「ま」）から派生したとされるが、それと意味との結びつきは「恣意的」としかいいようがない。しかし、「表現形」（能記）と「著作」（所記）の関係は「恣意的」という議論は明らかにFRBR・LRMの議論と背馳する。例えば、音楽作品の「著作」とその「表現形」（演奏）が「恣意的」な関係にあるという主張は意味をなさない。

ソシュールの言語理論を援用するにはもうひとつ、別の道が残っている。「表現形」＝記号（シニフィアン・シニフィエ）とする説である。これは一見、LRMと同じ主張のように思える。だが、この考え方もやはりソシュールの言語理論と整合しない。アメリカの文芸評論家であるF・ジェイムソンが、次のように述べている。

ソシュール言語学の第一の概念上の道具は、すでに述べたように記号であって、その独創性は、パロールの過程に二つではなく、三つの要素を区別したことにあった。つまり、言葉と現実世界におけるその指示対象だけでなく、個々の語ないし記号内のシニフィアン（聴覚的イメージ）とシニフィエ（概念）の関係である。この関係を強調

することは、すでに論証したように、事物そのもの、「現実世界」における指示対象を考慮することを排除しがちであった<sup>17</sup>。

『言語の牢獄』からの引用であり、この場合、本の題名がそのままソーシャル批判の要になっている。つまり、ソーシャルの言語体系は内部で自己完結し、外部に対して閉ざされた牢獄に過ぎないというわけである。だが、「表現形」＝シニフィアン・シニフィエがその内部で完結しているとすれば、「著作」との関係性は説明不可能となる。

ジェイムソンは同じことをもっとうまく説明している。以下の引用の「彼」はソーシャルを指している。

彼の体系の進む方向は、語から物へというような正対的方向ではなく、むしろ記号から記号へという横方向である。つまりシニフィアンからシニフィエへの動きとして記号そのものの中にすでに吸収され、内部化された動きなのである。だから、潜在的には、記号の用語法は、われわれがオグデン＝リチャーズに見るような表徴体系の外側の表徴化されたものに向けての絶えざる動きというよりは、記号体系そのものの内部的一貫性と包含性、自律性を主張する傾向がある<sup>18</sup>。

引用で重要なのは、「語から物へというような正対的方向」という考え方である。英米系記号学はそうした記号（語）と物（指示対象）との関係を土台に置いている。ソーシャルは逆に、言語名称目録説（記号をビンのラベルのように、物に貼り付けられたものとして考える説）を念頭に置いて、それへの批判として議論を組み立てている。英米系記号学のように「語から物へ」向かうか、大陸系記号学のように記号体系の自律性の主張に向かうかは一長一短であり、どちらか一方が圧倒的に「正しい」というわけではない。そして、冒頭で指摘した通り、LRMは英米系記号学を選んだのである。

既に述べた通り、本論では英米系記号学の代表としてパースの記号学を取り上げる。パースは記号について次のように定義している。

記号はあるものつまり対象の代わりをする<sup>19</sup>。

LRMの議論に即してパラフレーズすれば、「記号」（「表現形」）は対象（「著作」）の代わりをするというわけである。以後、こうした考え方を対象-記号図式と呼ぶことにする。だが、この明快な定義はあくまでもパースの記号学の出発点でしかない。パースは記号について、こうも述べている。

記号あるいは表意体とは、ある人にとって、ある観点もしくはある能力において何かの代わりをするものである。記号はだれかに話しかける、つまりその人の心の中に、



等値な記号、あるいはさらに発展した記号を作り出す。もとの記号が作り出すその記号のことを私は、始めの記号の解釈項と呼ぶことにする<sup>20</sup>。

この一節の後に先の引用「記号はあるものつまり対象の代わりをする」が続くのである。一読してわかるように、パースの議論を読み解く鍵は引用末尾にある「解釈項」という独自の概念にある。パース記号学の基本は対象-記号ではなく、対象-記号-解釈項の三項関係なのである。

だが、本論ではパースの議論の内部に深く足を踏み入れることは避け、以後、「解釈項」については基本的には言及しない。本論はパース論ではなく、LRMを理解する為には、先に引用した対象-記号関係だけでこと足りるからである。

FRBRと比較した場合、LRMでは「著作」や「表現形」の例として彫刻（ロダンの「考える人」）や絵画（B・ニューマンの「Voice of fire」）等が取り上げられていることが目を引く<sup>21</sup>。LRMでは、FRBRよりも具体例の範囲が明らかに拡張されているのである。

そうした拡張は当然、「そもそも彫刻や絵画は記号なのか」という疑問を呼び寄せる。だが、パースの記号学では対象の代わりとなるものは基本的にすべて記号であり、その範囲はLRMよりもさらに広大である。パースの記号学においては彫刻や絵画は勿論、ドアをノックする音、「風見鶏」、さらに「北極星」も皆、記号なのである<sup>22</sup>。こうしたパースの議論を踏まえて考えれば、LRMの具体例はむしろ穏当とさえいえるだろう。

パースはそうした広い領域に渡る記号を「類似記号」「指標記号」「象徴記号」に分類している。パースの議論は晦渋で、意味が取りづらい箇所も多いが、比較的分かりやすい定義を抜粋して以下にまとめる。

類似記号→「対象との類似性や類比による」<sup>23</sup>記号

指標記号→「物理的にその対象と結合されて」<sup>24</sup>いる記号

象徴記号→「習慣、つまり獲得された法則」<sup>25</sup>による記号

以後、こうした分類を記号のタイプと呼ぶことにする。パースは「類似記号」の例として「彫像、絵画構成、建築の立面図」<sup>26</sup>等を挙げている。また、「指標記号」の例は先に挙げた「風見鶏」「北極星」等である。パースは「写真」も「指標記号」に含めており、その意外性で話題になった。「写真」は絵画と同類で、明らかに「類似記号」だと思えるからである。しかし、写真は「一点一点物理的に自然と対応」<sup>27</sup>しているが故に、物理的結合による記号つまり「指標記号」に属するというのがパースの考えである。「象徴記号」の分かりやすい例はやはり言語であり、パースは「与える」「鳥」「結婚」といった「通常の単語」を挙げていた<sup>28</sup>。それらは特定の言語規範＝「獲得された法則」（スキーム）によって、記号となる。

楽譜であれば、それが記号（象徴記号）であることに疑義を挟む者はおそらくいないだろう。だが、楽曲の演奏、例えばピアノ演奏となると話が変わってくる。ピアノ演奏は楽譜とは違い、一般的には記号とはみなされない。それが記号だというのは、所詮、比喻に過ぎないという批判には相応の説得力がある。また、LRMは（例えば一時期流行した文化記号論のように）演奏や絵画を記号「としてみる」といつているわけでもない。

既に述べた通り、そうした批判は記号を「象徴記号」に限定して捉えていることから来る誤解に過ぎない。ピアノ演奏は確かに「象徴記号」ではない。だが、ピアノ演奏もまた記号（類似記号）なのである。その点について、パースは次のように述べている。

たとえば、合奏曲の実演は一つの記号であり、作曲家の音楽的想念を伝えるしまた伝えるものと意図されている<sup>29</sup>。

引用の後に例の「解釈項」の議論が続くのだが、既に述べた理由によりここでは省く。引用部分だけを考えるならば、「合奏曲の実演」（「表現形」）は「一つの記号」であり、それが伝える対象は「作曲家の音楽的想念」だという図式となる。パースの「作曲家の音楽的想念」と「著作」の関係については「著作」を主題とする別の論文で改めて論じる。ここでは先の引用を「合奏曲の実演は一つの記号」＝「表現形」であり、それが「著作」（合奏曲の芸術的内容それ自体）を置き換えていると読み換える。そうすれば、パースの記号学がLRMと同型であることがわかる。つまり、「演奏」（「表現形」）は楽曲（「著作」）の「代わり」としてそれを置き換える＝表象（represent）する記号である。演奏は記号だという主張は、決して比喻でも見立てでもないのである。

### 第3章 記号としてのnomen

#### 第1節 res・nomen・nomen文字列

nomenはFRBRの3つの「実体」グループにはなく、LRMで新たに導入された「実体」である。本章では、前章と同様に英米系記号学を用いて、記号としてのnomenの独自性について明らかにする。nomenは、LRMのスコープ・ノートで次のように説明されている（邦訳を一部変更している）。

**nomen**は記号の組み合わせを実体のインスタンスに、文化的または言語的な慣例に基づいて結びつける。即ち**nomen文字列**を**res**と結びつけることによって、**nomen**は**nomen文字列**自身に内在しない意味を作り上げる<sup>30</sup>。

nomenは「名前」の意味を持つラテン語だが、「文化的または言語的な慣例に基づく」とあるように、自然言語の名前に限定されない。例えば、LRMがISNIの例として挙げてい

るID「0000 0001 2102 2127」<sup>31</sup>のような数字の羅列も文化的慣例に基づく **nomen** である（後に触れる）。この「文化的または言語的な慣例」は先に引用したパースの「習慣、つまり獲得された法則」に等しい。つまり、**nomen** はパースの記号タイプとしては「象徴記号」に属する。この「文化的または言語的な慣例」は、LRMでは「文脈 (context)」や「スキーム (scheme=枠組み)」と置き換えられているので、以後、それらも「文脈」に応じて適宜用いる。

次に、**res** と **nomen** の関係については、**res** を「対象」（記号の外部）、**nomen** を記号に対応させて考えれば良い。そうすれば、**res** と **nomen** の関係は「記号の組み合わせ」が対象（「**res**」）を表象する（置き換える）という、典型的な対象-記号図式に他ならないことがわかる。

残る **nomen** と **nomen** 文字列の関係については、次のように記されている。

任意の記号やシンボルの組み合わせは、それがあある文脈のなかで、何かに結びつけられるまで、呼称や名称とみなすことはできない<sup>32</sup>。

**nomen** に含まれる文字列は、どのような形式の表記法でも、例えば書記体系の範囲内での記号の組み合わせ、化学構造記号、数学的表記法、その他の例えば音声など如何なる種類の記号によっても表現することができる<sup>33</sup>。

この「文字列」の原語は「string」である。例えば「Σ(No,12k,Lg,17Mif)」はまさに「string」＝「数珠繋ぎになった、あるいは一列に並んだ」「任意の記号」の組み合わせである。また、先のID「0000 0001 2102 2127」はそのままで単なる数字の「string」であり、「ある文脈」つまりISNIというスキームのなかで「何かに結びつけられる」ことによって、はじめて **nomen** となる。その何かとは「アガサ・クリスティー」（{Agatha Christie}）である。

一方、先の「Σ(No,12k,Lg,17Mif)」はロックグループ「ニュー・オーダー ((New Order))」のライブアルバムのタイトル名だが、そうした「文脈」が分からない場合は何にも結びつけられないので、**nomen** とは受け取られず、「任意の記号やシンボルの組み合わせ」に留まる。

LRMはこうした **res**、**nomen**、「**nomen** 文字列」の区別について、それを強調したい時の表記法について、次のように述べている。

**res** と **res** を表現している **nomen** との区別を強調する必要があるときは、**res** のインスタンスの記述を波括弧（{ }）で囲んでいる。一方、**nomen** を表す用語は直線型の一重引用符（' '）で囲んでいる<sup>34</sup>。

例えば、**nomen**「地球」は直線型の一重引用符で囲まれた'地球'と表示される。一方、波括弧で囲まれた{地球}は「太陽系の第3惑星で、赤道直径約6378kmの巨大な物体」のことである。つまり{地球}とは「res」=記号の外部の対象、先のジェイムソンの言葉を借りれば「事物そのもの」である。

LRMは残る「**nomen**文字列」について、次のように表記するとしている。

さらに、区別が必要な場合に、**nomen**のインスタンスの属性である**nomen**文字列の値を直線型の二重引用符 (" ") で囲んでいる<sup>35</sup>。

先の「地球」の例でいえば、直線型の二重引用符"地球"とは、「太陽系の第3惑星で、赤道直径約6378kmの巨大な物体」でも記号でもなく、漢字2文字である。別の例を挙げれば、{ギリシャ}は南ヨーロッパの国（記号外の対象）であり、'ギリシャ'はその国を表す**nomen**（記号）、そして、"ギリシャ"つまり「**nomen**文字列」はカタカナ4文字である。

**nomen**と**nomen**文字列の関係について、以下に本節冒頭の引用を再引用する。

#### **nomen**は**nomen**文字列自身に内在しない意味を作り上げる

この一節の「作り上げる」の原語は「establish」であり、「意味（meaning）」はresとの関係（結びつき）の謂である。つまり、「意味を作り上げる」とは「resとの結びつきを創立する・打ち立てる」ことである。ここでLRMが使っているのは、意味（sense）と指示（reference）という古典的な対比である。例えば「日本の首都」という記述句は、「日本の統治機関がある都市」という「意味」を持つと同時に、「東京」と呼ばれる人口1396万人ほどの大都市を「指示」している（2021年12月現在）。

**nomen**に戻れば、"Mont Blanc"という「**nomen**文字列」には「白い山」という意味が「内在」しているが、それは特定の指示対象（res）に結びついている。それはヨーロッパアルプスの最高峰である標高4807mの山である。そして{Mont Blanc}はその名（に「内在する」意味）の通り、白い山である。

このケースでは意味と指示対象がそれなりに関連しているわけだが、まったく無関係なケースも多い。例えば、ドイツ語の「ツィンマーマン（Zimmermann）」に「内在」する意味は「大工」だが、ドイツの著名バイオリニストであるフランク・ペーター・ツィンマーマン（Frank Peter Zimmermann）は大工ではない（先祖はそうだったかもしれないが）。**nomen**'フランク・ペーター・ツィンマーマン'は、**nomen**文字列"フランク・ペーター・ツィンマーマン"と、そこに「内在しない意味」つまりバイオリニストであるフランク・ペーター・ツィンマーマン自身（指示対象=実体「個人」のインスタンス）との結びつきを「establish」するのである。LRM-E9のスコープノートの言葉を借りれば「その意味で

**nomen**という実体は、**res**のインスタンスと文字列との関連を実体化したものと理解することができる<sup>36</sup>。

## 第2節 Cardinality

こうした**res** (対象)・**nomen** (記号)・「**nomen**文字列」の相互関係について、LRMはLRM-R13関連「呼称をもつ(has appellation)」のスコープノートで、次のように指摘している(邦訳を一部変更している)。

**nomen**を、何かとそれを指し示す名称(**designation**)との結びつきとして定義した結果、各**nomen**は所与のスキーム(特定のローカルシステムから自然言語へと、共有の典拠ファイルを通じて拡張できる)内において、単一の**res**に一意(**uniquely**)に結びつけられることになる。このような呼称関連(**appellation relationship**)の**cardinality**の帰結として、1つの**res**が多くの**nomen**を持つことがあっても、それぞれの**nomen**は1つの**res**の呼称となる。2つの**nomen**のインスタンスがその**nomen**文字列属性に同じ値を持つことがあるという事実によっても、この**cardinality**は変更されないし、そのような**nomen**のインスタンスは、問題のスキームが自然言語であっても、実際には複数の**res**のインスタンスに関連付けられた1つの同じ**nomen**のインスタンスであることを意味しない<sup>37</sup>。

この一節(以後順に文A、文B、文Cとする)を読み解く際に最も問題となるのは、「**cardinality**」とは何かである。「**cardinality**」は実体関連分析で使われる概念で、LRMでも「関連」の詳細定義の1項目となっている。逆にいえば、実体関連分析の知識がなければ、この一節を理解するのは難しい。

「**cardinality**」は邦訳では「基数」と訳されている。「基数」は一般的には「集合における要素の数」という意味で使われる言葉だが、LRMの「**cardinality**」はそうした意味ではなく、「**multiplicity**(多重度)」と同義で使われていると判断し、本論ではあえて「基数」を使わず、原語のまま用いる<sup>38</sup>。

「**cardinality**」について、LRMは次のように説明している。

基数は、特定の関連によって結びつけられる定義域と値域の実体のインスタンス数を指定している。例えば、関連「実現される」に対する基数「一対多」は、個々の著作はそれを実現する単一または複数の表現形をもち、一方個々の表現形は単一の著作のみを実現することを意味している<sup>39</sup>。

ここで重要なのは「**cardinality**」は単なる「数」ではなく、「対」と「方向」が問題になることである。

「cardinality」は1対1、1対多、多対1あるいは多対多といった形で示される。個別の「著作」は多くの「表現形」によって「実現される」可能性があるので、LRM-R2関連「実現される(is realized through)」における「著作」→「表現形」の「cardinality」は1対多となる。

だが、引用で指摘されている通り、個々の「表現形」は複数の「著作」を「実現する」のではなく、あくまでも単一の「著作」だけを「実現する」。つまり、1対多の場合、多の側（「表現形」）から見ると、対となる実体（「著作」）はひとつに限定されることに注意する必要がある。

身近な例として、1羽の親鳥が多数の雛鳥を連れて引っ越し中のカルガモ親子を取り上げる。この場合、1羽の親鳥に対して雛鳥は多数いるので、「cardinality」は1対多である。逆に、個別の雛鳥から見れば、親鳥は1羽しかいない。それぞれの雛鳥に対する親鳥の数は必ず1でなければならないのである。

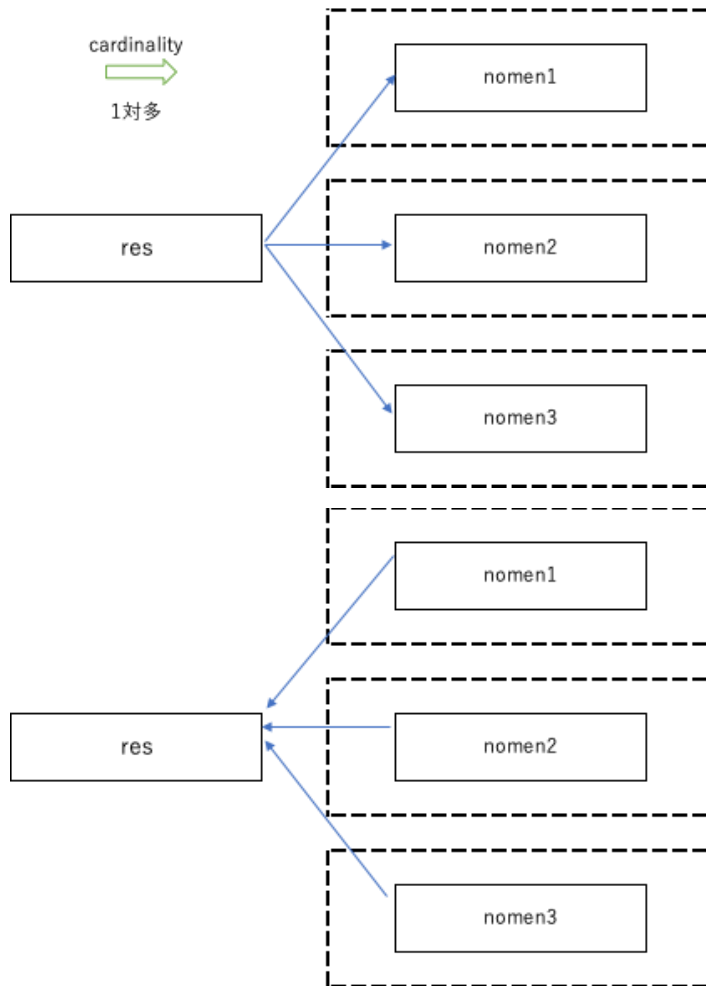
これらを踏まえて、引用のresとnomenの関連に戻る。最初の文Aは、マイナンバー（住民票を持つ日本国内の全住民に付番される12桁の番号）を具体例として考えると分かりやすい。res（単一の住民）の側から見た場合、住民は通常、マイナンバー以外にも別のスキーム（所属機関の身分証や健康保険証に記載された）における複数のnomen（ID）と結びついている。つまり、ひとつのresは多数のnomenと結びつく可能性がある。その為、LRM-R13関連「呼称をもつ(has appellation)」におけるres→nomenの「cardinality」は1対多となる。

そして、マイナンバー＝nomen（12桁の番号）は、「単一のres」つまり「単一の住民」に「一意的に」付与される。つまり、個別のマイナンバー＝nomenに対するresは必ずひとつに限定される（マイナンバー＝nomenがわかれば住民を特定できる）のである。

以上から、文Bは次のように敷衍することができる。res→nomenの「cardinality」が1対多である帰結として、「ひとつのresが多くのnomenを持つ」ことになるが、同時に、個別のnomenから見た場合、結びつくresは必ずひとつに限定される。その為、「それぞれのnomenはひとつのresの呼称」なのである。

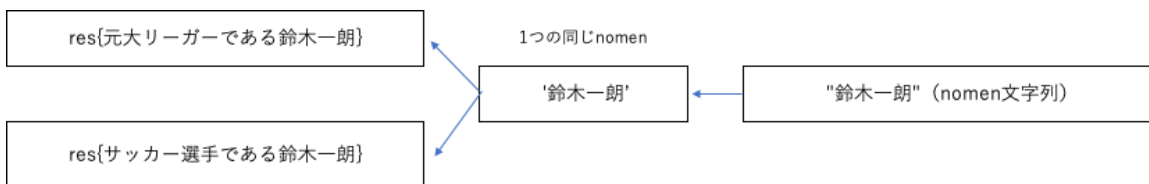
図示すれば一目瞭然である。

問題は、res→nomenの「cardinality」が1対多であっても、個別のnomenに対するresの数がひとつに限定されないケースがあるように思えることである。先に例として用いたマイナンバーにおいては、同一のnomen＝マイナンバーが複数の住民に付与されることはない。特定のスキーム内でひとつのnomen（ID）を複数のresに対して付与することは、IDつまり個体識別（identification）の原義に悖るからである。仮にそうした事態が生じた場合、それはもはや「unique」（唯一・固有）なナンバーとはいえない。



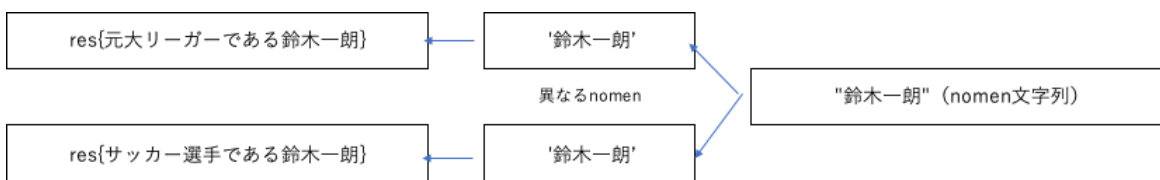
しかし、自然言語では複数の人間が同じ名前を持つこと、つまり同姓同名は、別に珍しいケースではない。その場合、同一の **nomen** が複数の **res** と結びつくことになるように思える。最後の文Cは、そうした同姓同名の場合でもひとつの **nomen** はひとつの **res** にしか結びつかないことを強調しているのである。

同姓同名の場合、「2つの **nomen** のインスタンスがその **nomen** 文字列属性に同じ値を持つ」ことになる。著名な元大リーガー・イチローの本名は「鈴木一朗」だが、同姓同名のサッカー選手もいる。この両者の「**nomen** 文字列」は同じだが、そこから **nomen** も同じだと考えるのはごく自然な成り行きである。以上から、「**nomen** 文字列」・ **nomen** ・ **res** の関係は次のように図示できるように思える。



この図はnomen'鈴木一郎'が、先の文Cで否定された「複数のresのインスタンスに関連付けられた1つの同じnomenのインスタンスであること」を意味している。履歴書の氏名欄に"鈴木一郎"と記す人々も、この図のresに加わるので、先に指摘した通り、ひとつのnomenが複数のresと結びつくことになり、「cardinality」に反する。

だが、この図は誤りだというのがLRMの主張である。「nomen文字列」が同じであることによっても「cardinality」は「変更されない」。それらのnomen'鈴木一郎'はあくまでもそれぞれ異なるひとつのresと結びついている。つまり、nomen'鈴木一郎'は「複数のresのインスタンスに関連付けられた」複数の異なるnomenのインスタンスであり、正しいのは次の図となる。



LRMは「nomen文字列」が同じであることによっても「cardinality」が「変更されない」例として、他にも「Gift」という「nomen文字列」を取り上げている。

**nomen文字列"Gift"**は、それが英語におけるnomenに対するnomen文字列の値であるか、ドイツ語におけるnomenに対するnomen文字列の値であるかによって、贈り物または毒物のいずれかを指すものとして用いられる。これらのnomen文字列の値は同一に見えるが、resの2つの異なるインスタンスに対するnomenの2つの異なるインスタンスである<sup>40</sup>。

このケースの場合もnomen'Gift'は、英語とドイツ語でそれぞれ異なるひとつのresに結びついているのであり、同姓同名と同様「cardinality」に反してはいない。





LRMは他にもまだ反例の候補を挙げている。

使用の文脈によって、**nomen文字列**に同一の値を有する**nomen**は、同一の言語においてさえ、現実世界における異なる実体のインスタンスを含むことができる（多義語と同形同音異義語）<sup>41</sup>。

だが、同一言語内における「同形同音異義語」も、ひとつの**nomen**が複数の**res**に結びつく例にはならない。例えば、英語の「bank」は土手や河岸以外に、銀行の意味でも使われるが、後者はイタリア語由来とされ、辞書では通常、「bank1」「bank2」といった形に分離して提示される。LRMが「同形同音異義語」の例として挙げる「Verve」についても、個々の**nomen**'Verve'は、それぞれ別の**res**と結びついた異なる**nomen**である。

しかし「多義語」のケースは事情が異なる。「多義語」と「同形同音異義語」を厳密に分けられるかどうかは微妙だが、例えば「适当」が良い意味の「程よい」「ふさわしい」と悪い意味の「いい加減」の両方で使われるように、明らかに同じ語源からの派生と思われる複数の意味を持つのが「多義語」である。

別のいい方をすれば、「同形同音」とは、本来は別々の複数の言葉が「同じ（形・音）」であることを含意している。だが、「多義語」とはひとつの言葉が多くの意味に分岐することである。こうした観点からすれば複数の語源を持つ「bank」はあくまでも「同形同音異義語」であり、「多義語」ではない。

「多義語」である「适当」は、辞書でも「同形同音異義語」のように「适当1」「适当2」と分離されることはなく、同じ項目内で並列して（文字通り多義として）提示される。つまり、自然言語における「多義語」の場合、ひとつの**nomen**はひとつの**res**ではなく、複数の**res**に結びついていると考えた方が自然である。つまり、これまでと違い、次の図は誤りである。



正しいのは下の図であり、それは「多義語」が**res**→**nomen**の「cardinality」が1対多であることの反例であり得ることを意味している。



しかし、これはあくまでも自然言語の問題である。自然言語とは異なり、マイナンバーや「書誌情報システム」のような環境では、res→nomenの「cardinality」は1対多となるようにコントロールされており、各nomenはそれぞれただひとつのresにしか結びつかない。一方、自然言語はそもそも誰かがコントロールしている（することができる）システムではないのである。

<sup>1</sup> IFLA 書誌レコード機能要件研究グループ（和中幹雄・古川肇・永田治樹訳）「書誌レコードの機能要件」日本図書館協会、2004. 3、p. 25. [最終閲覧日:2022-03-30]

<<https://www.ifla.org/files/assets/cataloguing/frbr/frbr-ja.pdf>>

<sup>2</sup> Pat Riva, Patrick Le Bœuf, and Maja Žumer（和中幹雄/古川肇，他訳）『IFLA 図書館参照モデル—書誌情報の概念モデル—』樹村房、2019.12、p. 20

<sup>3</sup> 同上、p20

<sup>4</sup> CHARLES SANDERS PEIRCE(内田種臣編訳)『パース著作集 2』[記号学] 勁草書房、2000.5、p. 4

<sup>5</sup> フェルディナン・ド・ソシュール（小林英夫訳）『一般言語学講義』岩波書店、1988.9、p. 166

<sup>6</sup> 同上、p. 167

<sup>7</sup> 前掲 2、P. 18

<sup>8</sup> 日本図書館協会目録委員会編『日本目録規則 2018 年版』、2019.1、序説、p. 9

<sup>9</sup> 同上、第2部第5章、p.8

<sup>10</sup> 同上、序説、p. 6

<sup>11</sup> 松井純子「ISBD 統合版の研究:改訂内容の検討とその意義」『図書館界』vol.65 No.2 2013.7、引用は<[https://www.jstage.jst.go.jp/article/toshokankai/65/2/65\\_KJ00008760715/\\_pdf](https://www.jstage.jst.go.jp/article/toshokankai/65/2/65_KJ00008760715/_pdf)> p. 168 [最終閲覧日:2022-03-30]

<sup>12</sup> 前掲 8、p. 9

<sup>13</sup> 前掲 11、pp. 169-170

<sup>14</sup> 同上、p. 169

<sup>15</sup> 前掲 8、P. 9

<sup>16</sup> 前掲 5、p. 98

<sup>17</sup> フレドリック・ジェイムソン（川口喬一訳）『言語の牢獄 構造主義とロシア・フォルマリズム』法政大学出版局、1988.11、pp. 109-110

<sup>18</sup> 同上、p. 32

<sup>19</sup> 前掲 4、p. 2

<sup>20</sup> 同上、p. 2

- 21 前掲 2、p. 20
- 22 前掲 4、pp. 38-39
- 23 同上、p. 50
- 24 同上、p. 48
- 25 同上、p. 44
- 26 同上、p. 35
- 27 同上、p. 35
- 28 同上、p. 47
- 29 同上、p. 138
- 30 前掲 2、p. 29
- 31 同上、p. 31
- 32 同上、p. 28
- 33 同上、p. 50
- 34 同上、pp 16-17
- 35 同上、p. 17
- 36 同上、p. 28
- 37 同上、p. 66
- 38 山本森樹『体系的に学ぶ データベースのしくみ』日経 BP ソフトプレス 2002. 11、pp. 48-49
- 39 前掲 2、p. 61
- 40 同上、pp. 66-67
- 41 同上、p. 29

(ちば こういち)  
2022 年 4 月 11 日受理